

第 1 7 回小浜市農業委員会議事録
(縦覧用)

と き 令和 3 年 1 0 月 2 8 日 (木) 午後 1 6 時 0 0 分

ところ 小浜市役所 3 階 3 0 2 会議室

出席委員

1 番 赤尾裕子	2 番 松井和幸	3 番 東清俊
4 番 和田千代	5 番 松尾志信	
7 番 福永吉孝	8 番 河嶋幸男	
10 番 西田尚夫		

欠席委員

		6 番 早俊夫
		9 番 岡田昌樹

遅刻委員

出席事務局 田中事務局長、北村 G L、奥村、田中

令和 3 年 10 月 28 日（木）午後 16 時 00 分小浜市役所 3 階 302 会議室において、第 17 回小浜市農業委員会を開催する。

提出議案は、次のとおり

- 議案第 67 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 68 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 69 号 現況証明申請について
- 議案第 70 号 土地改良事業参加資格交替申出の承認について
- 議案第 71 号 小浜市農用地利用集積計画の承認について

報告第 10 号 相続等権利取得の届出による受理通知書の発行について

【議長】ただいまより第17回小浜市農業委員会を開催いたします。

(会長あいさつ)

【事務局】<事務局長より10月の農業委員会関係活動報告を行う>

【議長】それでは今月の議案審議に入ります前に、小浜市農業委員会会議規則第14条の規定により、本日の会議の議事録署名人として7番 福永委員、8番 河嶋委員を指名いたします。なお、現地調査委員は、3番 東委員、4番 和田委員でした。

それでは、『議案第67号 農地法第3条の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願い致します。

【事務局】

<事務局議案読み上げ、説明する>

【議長】続きまして、現地調査委員の報告をお願い致します。

【3番委員】

<現地調査委員報告する>

【議長】それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。

【5番委員】2番目の案件ですけれども調査書を見せていただきますと第7号(地域調和)ですけれども、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障が生じる可能性があるという風に書いてますが、これは将来的に中間管理機構の利用、集積集約なんかも視野に入っただけでなしになるのでしょうか。

【事務局】今回ここについては〇〇でも農地集積の人・農地プランの話はしてもらっているんですが、なかなか中間管理機構に預けるといところまではいってはないんですけれども。隣接地の〇〇が先に集積されたということで〇〇でも引き続き前向きには考えていってほしいと思っております、ただ今回のこの所有権移転については中間管理機構を見据えた所有権移転というものではないように伺っております。

【議長】よろしいでしょうか。

【事務局】中間管理権入る前は結構、所有権移転をしてから中間管理権に入るといこともあるのですけれども、今回はそういったものではありません。〇〇におられるお兄さんが〇〇におられる弟さんにより多くの農地を持ってもらいたいということで所有権移転したいというものでございます。

【5番委員】つまり地元の方に持っていてもらいたいと。

【事務局】そのような主旨の3条申請です。

【議長】よろしいでしょうか、他にございませんか。ないようですので、申請を許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第 67 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について』は、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、『議案第 68 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願い致します。

【事務局】

<事務局議案読み上げ、説明する>

【議長】 続きまして、現地調査委員の報告をお願い致します。

【3 番委員】

<現地調査委員報告する>

【議長】 それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。

(質疑なし)

【議長】 それではないので、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第 68 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

続きまして、『議案第 69 号 現況証明申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願い致します。

【事務局】

<事務局議案読み上げ、説明する>

【議長】 続きまして、現地調査委員の報告をお願い致します。

【3 番委員】

<現地調査委員報告する>

【議長】 それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。

(質疑なし)

【議長】 それではないので、申請を許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第 69 号 現況証明申請について』は、原案どおり決定させていただきます。

続きまして『議案第 70 号 土地改良事業参加資格交替申出の承認について』を上程いたします。事務局の説明をお願い致します。

【事務局】

<事務局説明する>

【議長】 それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。

(質疑なし)

【議長】 それではないので、承認することに賛成の方の挙手をお願い

いたします。

(全員挙手)

【議長】 はい、ありがとうございます。挙手全員ですので、『議案第70号 土地改良事業参加資格交替申出の承認について』は、原案どおり承認とさせていただきます。

続きまして『議案第71号 小浜市農用地利用集積計画の承認について』を上程いたします。事務局の説明をお願い致します。

【事務局】

<事務局説明する>

【議長】 それではご審議願います。何かご意見等ございませんか。

【1番委員】 ○○、○○についてですけど、今回相対による利用権設定という形になっていますが、ここについて中間管理機構に預けるという方法があることの説明を○○や地元にしてるのですか。

【事務局】 はい。昨年、農業委員と一緒に○○の担い手からお話も聞かせてもらって、そのあと事務局からも○○と○○とにお話をさせていただきました。中間管理機構を使ってほしいとのお願いはさせてもいましたが、今のところは中間管理事業の実施まではなかなか難しいとのことでした。

【1番委員】 実はこの○○が預かっておられる方で、○○さんという方なんですけど、今は○○と○○に田んぼを所有されているのですけど、○○にあるところを中間管理に預けています。一方○○の○○の方は相対で利用権設定となっています。○○さん個人にとってそれは良いのかと思ひまして。

【事務局】 中間管理権も中間管理機構と地権者との利用権設定であり、どちらも経営強化基盤促進法という同じ法律で預けていることにはなっています。担い手への集積という点では中間管理権だけでなく相対の利用権も集積には入るので制度的には問題はありません。

【1番委員】 そうであれば、○○だけでも中間管理機構に預けていただけると○○も変わってくると思います。

【事務局】 ○○としては毎年期限がくると、毎年1年の契約で相対の利用権を結ばれているような状況になっていまして、これ全部期限がきたので更新ということで1筆だけは新規ありますけど、あとは全部再設定ということで。

【1番委員】 それは地権者の希望なのですか。

【事務局】 これは担い手の希望ですね。

【1番委員】 何か理由があるのでしょうか。

【議長】 私たちも何回も寄せてもらっているのですけど、長い期間の契約はできないと。

【1番委員】 しかし、中間管理は10年間の契約ですけれどももしリタイアした

らそのままどなたかについていう説明をしたらしいこと。

【事務局】そうですね。〇〇の昨年のお話ですと地権者の中には中間管理権に入りたいなと思っておられる方もおられるのですが、まだ〇〇の全体として意見が話し合い中というかとまとまってないような状況です。

【1番委員】今度また1件預かるんですけどそのときは中間管理について思いまして地権者からはオーケーは出ていますよ。そういう個人ごとに推進にいくと中間に預けてくれないかと〇〇に言うのではないかなと思うのですよ。

【事務局】預け先の話合いで問題だったのは結局地権者も自分が耕作出来なくなったときに誰に相談して良いか分からないというところがあり、〇〇で利用調整をする場所がないと。〇〇と〇〇で話し合ったときには自分たちとしては〇〇でどこかまとまる場所に話があって、ではどいう風に耕作していくか、というのを考えたいのだけど、地権者も個々で動いてしまっていて〇〇全体として利用調整を出来るようなところを作っていく方向で話し合っていたらなどはおっしゃってましたけど。

【1番委員】代表の方もちょっと惜しいのかな。上に立っていただけるのなら、話を進めていただけると良いのだが。

【議長】まあ今後もまたいろいろ話し合いをして、地権者にも協力していただく話し合いをしたいので。そうでないと作りにくいので。

【1番委員】私も2町か3町ほど預かってるんですけど、全部中間管理機構に預けています。私のところに耕作のお願いにきて頂いた際には中間管理機構に預けてくださいという個人的にはオーケーが出ているので。〇〇ではそういう中間管理機構利用する方向にはいかないのですかね。

【事務局】いってほしいのですが。また〇〇は今年追加で集積される予定ですので、その流れで〇〇も考えてほしい。

【1番委員】〇〇の代表も変わられたのなら、そこで考えを変えてもらって。〇〇さんだったら農業委員もされていたので、考え方も中間管理機構を活用する方向に寄ってくれたらな、と私的には思います。

【議長】また1回、〇〇と話し合いの機会を持つ必要がありますね。

【事務局】そうですね。

(審議)

【議長】他にご意見ないですか。それではないようですので、承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第71号 小浜市農用地利用集積計画の承認について』は、原案どおり異議なしとさせていただきます。

続きまして、『報告第10号 相続等権利取得の届出による受理通知書の発

行について』事務局の説明をお願い致します。

【事務局】

<事務局説明する>

【議長】これですべての議案を終了致しました。その他、何かございましたらお願いします。

【事務局】前回、議案第62号の現況証明の方で〇〇の郵便局の近くで昔の家があって現地見に行ったら新しくなっていたという案件がありまして、議案のご承認はいただいたのですが委員のご意見の中でその行政書士が、呼び出し2回目ということで信用できるのか、というような話もございましたので、行政書士を呼びまして事情を確認させていただきました。農地法等につきましては適切に理解されておりました。反省点として、立てる前に写真を撮影して申請していたのですが、施主の方との頻繁にやりとりが出来きず十分な話が出来ていなかったことから申請人が建ててしまった、というようなことをいっておりました以後こういうことのないようにさせていただきますということでした。農業委員会でもそういう声も出たということ行政書士にもお伝えさせていただきました、以後、注意するというようなことでございましたので報告をさせていただきます。以上でございます。

【議長】事務局より何かありますか。

【事務局】 <事務局より事務連絡>

【議長】それでは事務局長より来月の日程報告をお願いいたします。

【事務局長】 <事務局長、来月の日程報告>

【議長】以上をもちまして、第17回農業委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。